洗足学園音楽大学
教職センター

教職課程自己点検・評価の実施について

本学の教職課程の運営にあたり、私たちは大学や教職課程の目標に照らして自己点検・評価を実施し、常に教育の質の維持・向上に努める必要がある。さらに教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされている。

上記を踏まえ、適切な実施のために、文部科学省ガイドラインを踏まえた全国私立大学教職課程協会による「『教職課程自己点検・評価報告書』作成の手引き」を参考にして以下のとおりに自己点検・評価を実施する。

●内容・方法

（1）自己点検・評価は別紙に記載の点検項目ごとに行う。積極的に評価できる点及び改善を要する点について整理をし、現状分析をするとともに改善項目についてはその方策を検討する。
（2）自己点検・評価は根拠資料やデータに基づいて行うことを原則とする。
（3）学内における研究者教員、実務家教員、事務職員等、様々な視点から検証する。

●実施組織

（1）自己点検・評価は教学センターの協力を得て教職センターが事務局となり、教員養成カリキュラム委員会が実施する。
（2）自己点検・評価の結果は、教員養成カリキュラム委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会の審議を経て学長が決定する。

・2023 年度教職課程自己点検・評価結果
・2022 年度教職課程自己点検・評価完了証
・2022 年度教職課程自己点検・評価報告書
・2022 年度教職課程自己点検・評価結果